

認定（更新）申請・特例認定申請をお考えの NPO 法人の皆様へ

特定非営利活動促進法の認定基準について、実地調査でも確認のポイントとなる、**特に注意が必要な事項**を例示しました。現在認定中の NPO 法人（以下「法人」）の皆様も、日頃からご確認いただきますようお願いいたします。

※NPO 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 5 号から第 7 号までの基準は実績判定期間内の事業年度だけでなく認定時まで継続して適合している必要があります。

第 1 号基準 ～寄附の基準～

OPST（パブリックサポートテスト）に計上する寄附は「対価性がなく、任意性があるもの」となっていますか？

※対価性があるもの、任意性がないものは PST 上の「寄附」としてカウントできません。

（対価性がある寄附とみなしうる事例）

- ・クラウドファンディング等で、価値のある特典（リターン）を返礼品として渡している。
 - ・法人 H P に寄附があった企業の商品広告を無償で掲載している。
 - ・寄附があった企業等の情報を、法人の H P や資料に載せる際に、寄附の金額により掲載面の割合に差を設けている。
 - ・寄附者に対し、イベント等の入場料や施設等利用料を割引して提供している。
- ※賛助会費を寄附とする場合も同様です。

（任意性がない寄附とみなしうる事例）

- ・イベントの参加料に寄附金が含まれていて、その寄附分を払わないと参加できないようなもの。
- ・定額の正会員費の一部に寄附金が含まれているケース

○寄附として支払いがあり、かつ法人が領収したことを客観的に証明できる書類を保存していますか？

※PST の確認のため、寄附の意思および寄附者名簿に記載されている「氏名」「住所」「入金日」「金額」を客観的に証明できる書類が必要です。このため法人は日頃から証憑（しょうひょう）書類を残しておく必要があります。

※領収書は必ずしも発行しなければならないものではありませんが、領収書を発行している場合は、取引の証拠となるため控えは保存し、寄附者から領収書不要の申出があった場合も、その旨を記載した領収書原本と控えの保存をおすすめしています。

(法人が寄附を領収したことを客観的に証明できる書類の例)

- ・寄附申込書（または賛助会員申込書）と入金わかる資料（法人発行の領収書や帳簿）
- ・法人が作成した振替払込書を使用した寄附の場合は、その払込書の事業者用控え
- ・クレジットカードでの寄附システム利用における、クレジットカード会社発行の明細

※現金で受け入れた寄附の場合は法人発行の領収書のみでなく、寄附申込書など、寄附者の意思を確認できる書類が必要です。

○寄附者名簿に個人を記入する場合、個人の住所が書かれていますか？

※勤務先の住所は認められません。住所を記入することが法令で定められています。

第2号基準 ～公益性に関する基準～

○会員等^(注1)、特定の者のみが便益を受けるような活動になっていませんか？

(注1) 会員等の定義

- ・法人役員
- ・法人から名簿等で管理され、継続、反復して資産の譲渡等を受ける者（資産の譲渡等が元々不特定多数を対象にしたものである場合は、資産の譲渡等を受ける者が法人の運営又は業務執行に関係している場合）
- ・法人から名簿等で管理され、相互の交流、連絡、意見交換に参加する者

※共益的活動（会員等、特定の団体の構成員などのみが受益対象者となっている）に係る「事業費」の金額等が、全ての事業活動に係る「事業費」の金額のうち 50%を超えている場合は認定基準を満たさないこととなります。

※共益的活動に係る「事業費」を「管理費」として処理していないか、費用の計上の根拠を明確に説明できるようにしておく必要があります。

※必要に応じパンフレット、会報誌、対象者の範囲や募集方法がわかる資料を福岡市へ提出していただきます。

第3号基準 ～運営組織・経理の基準～

○法人役員のうち、特定の法人の役員または職員と親族関係にある者が3分の1を超えていませんか？役員の兼務先や所属の状況は定期的に把握していますか？

(不適合とみなしうる事例)

役員6名のうち2名が他の同一法人の役員と職員の関係にあったが、同一関係にある役員以外の役員が1名退任し、役員総数が5名となったため超過。役員の親族に関する基準は注意しやすい一方、特定の法人の役員・職員との関係に関する基準は忘れられがちであるため、役員数が少ない法人は注意が必要です。この3号基準は実績判定期間から認定時まで継続して適合している必要があります。

○表決権の平等に関して、社員総会が法律や定款に定める方法に則って正確に開催され、全ての正会員が議決権を適切に行使できていますか？

(不適合とみなしうる事例)

- ・みなし総会において全員からの承認がなく成立していない（＝総会未実施）。
- ・社員の資格得喪に係る管理や、総会への招集が定款通りに行われておらず、結果全ての社員について総会への招集と議決権の付与がなされていない。

○青色申告法人に準じた経理方法として、複式簿記を採用していますか？

※決算において期中の取引を網羅し、財務諸表上で期末の財産状況（預金残高等）を正確に表示することが前提となります。

(不適合とみなしうる事例)

- ・事業報告書等提出書の財産目録と実際の年度末預金残高が一致していない。
- ・財産目録に計上していない通帳（取引があるもの）や現金が存在していた。
- ・法人の支出とは無関係の個人の支出が混在していた。

第4号基準 ～事業活動の基準～

○役員、社員、職員、寄附者及びそれらの親族、また、営利を目的とした事業者(株式会社等)、宗教団体、政治団体に特別に利益を供与したり、寄附をしていませんか？

※寄附金と名目でなくとも、金銭やその他資産または経済的な利益の贈与や無償の供与を行った場合は、寄附とみなします。

○特定の公職の候補者若しくは公職にある方と関わりがありますか？

※法人としてそれらの推薦等（支持・反対含む）に繋がるような活動は一切行えません。

（特別の利益を与えているとみなしうる事例）

- ・政治資金パーティ券を購入し、パーティへ参加した。
- ・神社で行われるお祭りや儀式にて献灯料や玉串料を支払った。
- ・株式会社への支援金、助成金の支払いや物資提供を行った。
- ・社員の資格を有さない役員が総会で議決に加わっており、一部の役員にだけ議決権が特別に付与された状況となった。
- ・特定の役員が代表を務める株式会社に対し、合理的な理由もなく法人が無利子又は一般より著しく低い金利で貸し付けを行った。

※判断に悩む場合は、個別にご相談ください。

○4号二基準^{（注1）}で特定非営利活動に係る事業費に充てた寄附金額の算出において、法人に寄附金以外の収入がある場合、寄附とそれ以外の収入について充当の優先順位^{（注2）}をふまえて算出していますか？

（注1）実績判定期間において、「受入寄附金総額」に占める「特定非営利活動に係る事業費に充てた寄附金額」の割合が70%以上であること（以下「70%基準」）。

（注2）用途を特定された補助金など、寄附金よりも優先して事業費に充てることが明らかな「収入」がある場合は、その収入を充てた残りの特定非営利活動に係る事業費において、受入寄附金の充当割合を算出します。

○寄附金の特定資産への積み立ては適正な手続きを踏んでいますか？

※実績判定期間において、受け入れた寄附金を消費せず70%基準を満たせない場合、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるための「特定資産」として積み立てた寄附金額を、70%基準上の特定非営利活動に係る事業費に含めて考えることができます。ただし、総会で議決するなど適正な手続きを踏んで計画的に積み立てられている必要があります。

第5号基準 ～情報公開に関する基準～

○法人内で閲覧書類の保管場所や閲覧の対応方法について共有していますか？

※認定法人については閲覧の対象者に制限がありませんので、求めがあれば事務所に
いて対応する必要があります。閲覧書類を紙で備え置く方法のほか、事務所に備え置
くパソコン等の映像面において表示する方法もあります。

第6号・第7号基準 ～事業報告書等の提出・不正行為等に関する基準～

○特定非営利活動促進法を遵守していますか？

(不適合とみなしうる事例)

- ・事業報告書が期限内に提出されていない。
- ・監事が職員を兼ねていた。
- ・役員内に親族関係者が3名以上いた。
- ・社員が10名に満たない。
- ・役員に認証取消になったNPO法人の役員がおり、取消してから2年を経過していなかった。

※福岡市では認証取消になった法人一覧をホームページで公開し、取消し時の全役員
に対し、通知をお送りしています。第3号基準でも触れていますが、法人は役員につ
いて、他の法人（特定の法人には地方公共団体も含む）との兼職・兼務の所属状況
など定期的に確認しておくことが大切です。

○定款に記載のない事業を行なっていないですか？

※法人の行う事業は、定款の規定が必要で、かつ、登記事項です。
定款外の事業を行なうことはできません。

【認定についてのお問い合わせ先】

福岡市市民局コミュニティ推進部

市民公益活動推進課 NPO 認証・認定係

TEL：092-711-4927

Email：koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市 HP（認定の手引きのページ）

